

平成 26 年度第 12 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 3 月 27 日（金） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

(1) 委 員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員  
新倉南委員 白石京子委員 柘植宏美委員 長谷川早苗委員  
井尻郁夫委員

(2) 事務局 子ども家庭部長  
保育課長  
子育て支援課長  
子ども家庭部主幹

欠席者の氏名 斎藤利之委員 水沼絵里子委員 谷津洋子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。定刻になりましたし、定足数に足りておりますので、これから平成 26 年度第 12 回子ども・子育て会議を開催したいと思います。委員の方で〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員が今日ご都合でご欠席という連絡が入っております。〇〇委員については少し遅れるという連絡が入っております。そういう状況です。半数を超えておりますので、これから始めますが、事務局から議題内容について説明をお願いします。

・事務局

では、本会議での議題内容等に関しまして私からご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため会議の内容を録音しておりますので、ご了承を願います。本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、まず2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」、そして3「その他」でございます。

・会長

ありがとうございました。本会議が始まる前に、傍聴希望者がいらっしゃるでしょうか。

・事務局

はい、いらっしゃいます。

・会長

では、どうぞ入場をお願いします。

・会長

傍聴者が席に着かれたようですので資料について確認をお願いいたします。

・事務局

それでは、配付資料についてご確認させていただきます。事前配付資料はございませんので、当日配付資料としまして確認をさせていただきます。資料は3点となります。1つ目が資料106「東久留米市学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係」、続きまして資料107「新制度における東久留米市学童保育所運営費補助の内訳（理論値）」でございます。3つ目が資料108「東京都26市放課後児童健全育成事業（学童保育）の育成料等について」でございます。

なお、資料99が皆さんのお手元でございますが、こちらは前回の会議で使用した「放課後児童クラブの概要」でございます。さらに、右上に「参考」とございます、こちらが「平成27年度学童保育所入所状況」でございます。これらで5点となりますが、全部学童保育所の関係の資料となっております。また、本日、委員の方の机には前回の会議の議事録を配付させていただいております。こちらにつきましては内容をご確認いただきまして修正等ございましたら、4月10日の金曜日までに事務局までご連絡をお願いしたいと思います。最後になりますが、机上に配付させていただきましたが、また傍聴席にも配付させていただいておりますが、当市の子ども・子育て支援事業計画の概要版、こちらができあがりまして皆さんのところに配付をさせていただいているところです。事務局からの資料の説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、皆さんの手元の資料を確認していただいて、

不足の点がございましたら、挙手によって発言をお願いします。よろしいですか。

## 2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について

### ・会長

ないようですので、次第の2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

### ・事務局

それでは、次第2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」、事務局よりご説明をさせていただきます。

### ・事務局

改めまして、こんばんは。それでは、今日配付の資料に基づきまして、学童保育の関係につきまして利用者負担の関係、ご説明をさせていただきたいと思います。まず資料106でございます。これについてご説明をさせていただきたいと思います。今回は大きく27年度の当初予算の部分をまず一番上に書かせていただいております。学童保育所の場合は管理費と運営費、その2つに基づいて予算が組まれております。新年度予算につきまして274,867千円という形になっております。そこには、下に「新制度における運営費負担内訳」と書いてありますが、これら国・都・市の負担の部分、そして利用者の負担部分、それらの部分がここに内訳として書かれております。

それと、先月、前回使いました資料99のところをご覧ください。右下の枠のところでございます。国の運営費の負担の考え方でございます。枠の中をご覧ください。なっていたら、まず左右に分かれていて、保護者負担の部分が2分の1、そして公費と言われる部分が2分の1（基準額）という形になっております。まず、国の部分の補助の部分、運営費に関する補助がございまして、その基準額が設けられていて、それぞれ国・都道府県・市町村という形で3分の1ずつ負担する形になっております。また、これと同額の部分、左側ですが、保護者2分の1となっております。国の基準の運営費の部分につきまして同額の部分を保護者の方に負担していただくという形で、合せて全体の学童保育所の運営費の金額という形で考えております。

まず、この国の基準額についてご説明をさせていただきたいと思います。資料107をご覧ください。今回新しい制度のところから学童保育に関する補助金の案でございますけれども、予算案の部分が示されております。今回、学童保育の場合は、ここに載せていただきましたのは13小学校区の中の20学童保育所、20の学童保育所にそれぞれここに書いてありますように定員が設けられております。それぞれ学童保育所ごとに補助金が算出される形になっております。例えば定員70名の部分、30名の部分といろいろ書いてございますが、何人から何人までという形で幾つかの区分が設けられております。そういう部分に、まず基本の学童保育所の定員に関わる費用、この欄では定員の右側にあります「健全育成事業費」となっております。これは定員に対して計算をしていく金額、基本額でございます。それから、2つ目に「開設日数加算」

という形で書いてございます。これは年間 250 日以上を超える場合の開設日に対して出てくる形でございます。東久留米の場合は 27 年度について開所日については 294 という形でございますので、その上乘せの部分について計算しましたところ、これは各学童で開所日数は同じでございますので、66 万円となっております。その次の「障害児受入推進事業」は障害のあるお子さまを預かった場合ということで、これは学童保育所 1 ヶ所当たりにはいくらという形でございます。障害のお子さんを受け入れている学童に今回数字を入れてあります。これについては一律 1,712,000 円という形でございます。それらを全て足していきますと、全体で 9,100 万強という金額が出てまいります。これが、国が考えています基準額でございます。

そして、その下に小さい枠がございますが、その部分につきまして先ほど資料 99 で説明いたしましたように、国と都と市、それぞれこの基準額の 3 分の 1 ずつ負担をするという形になっておりますので、国負担、都負担、市負担という形であってございます。ただ、それぞれ国、都につきましては 3 分の 1 でございますが端数が出てきてしまいますので、その部分につきましては端数処理をしております、それにつきましては「市負担金」と書いてございますが、その端数の部分については市が負担ということで、2,000 円違った数字が出ております。

まず、国からの基準額に基づいて計算して、それぞれその金額の 3 分の 1 ずつ、保護者負担も含めれば、運営費の 6 分の 1 ずつを国・都道府県・市町村で負担するという仕組みになっております。この金額につきまして、資料 107 の下の枠の数字につきましては、資料 106 に戻って見ていただきますと、真ん中の左のところに①②③と書いてございます。国負担金・都負担金・市負担金です。先ほどの資料 107 に基づいた数字になっておりますけれども、国の基準額のそれぞれ 3 分の 1 ずつを負担していくという仕組みになっております。下の矢印「国庫補助基準の公費負担 91,424 千円」、これがそういう形でございます。その右側、網掛けになっているところでございます。先ほど資料 99 のところで、国の基準額と同額の部分を保護者の方に負担していただくという仕組みに国の基準はなっておりますので、同じく 91,424 千円を利用者負担という形で、ここに計上させていただいております。そのほか、東京都では単独の補助がございます。その部分⑥のところに加えさせていただいて、最終的に市の歳出予算 274,867 千円との差額として、⑦として市一般財源という形で載せさせていただいております。今回国が示している部分につきましては、この①から⑤までが国が考えている運営費の仕組みの考え方でありませう。

矢印の 2 段目のところで「国庫補助基準運営費」が書いてございます。「182,848 千円」、これが東久留米の 1,040 人、20 学童保育所のトータルでございませうが、それを計算した場合に、これだけの費用を国としては考えている形でございませう。実際にかかる運営費としましては、その下の矢印、一番横長になってございませうが、先ほどご説明しました⑥の都補助金、そして最終的に⑦の市一般財源という形でトータルで 274,867 千円という形になってございませう。

この国の考え方にに基づきまして利用者負担を考えた場合、ここの図で考えますと④と⑤、ここにおける 91,424 千円が保護者負担という形になってきます。この下から 2 番目の枠の※のところでございます。「国庫補助における運営費負担の考え方から算出

する利用者負担額」と書いてございます。まず④と⑤を足した金額 91,424 千円。国庫補助基準の利用者負担の額でございますけれども、ここを利用定員 1,040 名で割りますと、ひと月当たり 7,326 円という数字が出てきております。東久留米の規模として 20 学童保育所、定員 1,040 名という規模で考えた場合、国が示した 1 人あたりの利用者負担の考え方としましては月額 7,326 円という形になってきております。

参考としまして、一番下の枠ですが、現在の部分におきましては、上の④という形、東久留米の場合は月額 5,000 円として設定しておりますので、その分で計算しますと「参考」という形になってきますが、利用者負担のところ、それから国と市というところの内訳が出てきております。来年度の予算規模で見ますと、現行の 5,000 円で考えれば、ここに書いてあります 22.7%という負担になっておりますが、国の部分としましては合計してまいりますと 33.3%という形で①②③の合計と同額の金額で利用者負担を考えているという形でございます。

資料 108 をご覧いただければと思います。これにつきましては、26 年 3 月現在の 26 市の学童保育に関する利用料の関係でございます。育成料、いわゆる保育料でございますが、東久留米の場合は育成料と間食費（おやつ代）が一緒になっておりますので利用料という形になっておりますので一律 5,000 円ですが、他の市におきましては育成料と間食費（おやつ代）の部分を分けて計上している部分がございます。結果的には間食費も含めて保護者の方の負担になっておりますので、利用料と考えれば育成料と間食費を足したものが保護者の方に負担していただく額という形で計算してまいりました。それによりますと、現時点での 26 市の学童保育の関わる費用、ひと月においては平均としまして一番下に書いてあります 6,093 円、これが現時点での 26 市の平均という形になります。

追加としまして、「参考」ではございますが、本日現在までの学童保育の関係、3 月末までの関係、4 月 1 日の最終的な受入のところでございます。左側の大きい枠につきましては、各学童保育所における各学年ごとの結果的に受入をしていくという決定をしている人数でございます。右に「計」、「定員」がございまして空き状況を示させていただいております。右の枠につきましては、最終的に今日現在でございますが、学童保育に入所できなかったお子さまを低学年と高学年に分けて数字を示させていただいている状況でございます。そのような状況で、この 4 月から 966 名という形でスタートする予定になっております。以上でございます。

・会長

説明、ありがとうございます。それでは、何か質問、意見などがございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

・委員

議題ではなくて、「参考」の資料をいただいたので、この表の見方がちょっとわからなかったので質問します。一番右の表は、例えば金山のところは低学年が 0、高学年が 7、72 と書いているのは、これはどう読めばいいのか。

・事務局

すみません、説明不足でございます。右の「合計」は4月1日に入っている方と、それと待機の方、学童保育を希望している方の合計という形でございます。

・委員

九小だから、くぬぎの学童で具体的に入れなかったという方が3年生だったけど、いたのですけど。この数字から見ると全員入れているということですよ。

・事務局

現時点では、くぬぎについては3年生までについては待機児はいない形でございます。

・委員

わかりました。

・会長

いいですか。では、ほかにどうぞ。

・委員

資料108ですけども、東久留米市の場合は正規職員ではないですよ、全員。嘱託職員とか、そういう形でやっているじゃないですか。ほかの市ではどうなのか。正規職員で行なっているのかとか、その辺はわかりますか。

・事務局

現在、手持ち資料では、利用料の関係でございましたので、今回ここには運営に当たっている、いわゆる指導員の先生方、正規とか、当市の場合には嘱託と臨時がおりますけども、その辺については現時点では資料はございません。細かい部分で間違いを言ってしまうと、いけませんので。その辺は今回数字だけを調べていましたので、正規かどうかの確認はしてありません。

・委員

併せて108の資料で、保育時間との兼ね合いで、何時まででこの値段なのかは多分それぞれで違うのかと思うのですが、その辺のことを教えてください。

・事務局

放課後からだいたい6時ぐらいのところは金額的に、全て同一ではありませんが、6時ぐらいまでのところがこの育成料で賄っていて、それを過ぎるところからは出ておりませんが、延長なり、時間外というところで別の料金で設定されているところがございます。基本的にだいたい6時ぐらいまでをこの金額で運営しているところがほとんどでございます。

・委員

それは土曜日も含めてということですか。

・事務局

はい。

・委員

学童のことはあまりよく、何も知らないのですが、本当の率直な疑問として、参考資料のところで空きが合計 90 名となっていますが、これは保育所なんかは年度初めよりもどんどん待機が増えていく印象があるのですが、学童のほうも年度初めは 90 の空きでも年度末に向かってこの 90 がほぼ 0 になるという、毎年そういう形での人数変化があるのですか。

・事務局

ここ数年ほとんど待機の方がおりませんでした。今年度、私が担当して 3 年目でございますが、この間、この 26 年度に初めて、くぬぎ学童、九小で年度当初に待機が出て 11 月ぐらいには最終的に待機の方はいらっしゃらなくなったのですが、24 年、25 年の中では待機児は発生しておりません。今年度について、くぬぎ学童保育所、九小が待機児が発生し、27 年度につきましては新制度という形がございますので、今回、高学年、4 年生以上も当然申請されて入所されている方もおりますが、非常に多くの申請者が出て、4 月当初で待機という形がこれほど多く出たのは初めてのことでございます。これまでは、25 年度までは年度途中でも空きがずっとございまして申請月の翌月には皆さん入所していた状況で、27 年度このような待機が多く出ているという状況で初めてのことでございます。

・事務局

ちょっと補足をします。今ご質問にありますように、保育の場合は年度当初の待機児童を確定した後に年度末に向かって待機児童数がずっと増えていくのですね。一方で学童の場合はちょっと逆の傾向がありまして、年度当初に今こういった形で、この表を見ますと、私ども、この子ども・子育て会議で皆さんにご審議いただいたように、各学童に対して需要と供給との関係で待機もしくは待機がいるかないかという表になっているわけです。トータルでは確かに 90 空いているわけですが、この 90 空いている部分を例えば A の学校の子どもが B の学校に入るといった形ではないので、それぞれ学校単位で入れるかどうかということが待機になっているわけです。もう 1 つは、その傾向ですが、やはり年度当初にまずご希望なさっていた方が年度末に向かってやはりご家庭の事情とか、あるいはお子さんのご希望とか、そういうことも含めると年度末に向かっては待機の状況が減少していく傾向にあります。保育とは違った傾向を示しているという状況です。

・委員

併せて、関連して、昨年度初めて、くぬぎのところでそれまで待機がなかったのが出たというのは、その辺はどういう分析で受け止めているか、教えてください。

・事務局

去年までの中では特にそういうことがなかったので、27年度は4年生以上ということがあるので子育て会議の中でニーズ調査も行なって想定はできましたが、26年度のところにつきましては本当にこれまでなかったのが、何が原因かということにはちょっとわかりません。あとは、当然保護者の方の就労が、特に第九小学校のところの地域の方が、結果的に増えたというぐらいしか想定はできないのですけれども、特に分析ということではちょっとわからない状態です。

・委員

一緒に聞けばよかったですのですが、併せて南町がすごく11人もいるということですね、低学年が、多分学年はさまざまだと思うのですけれども。この辺もどういうふうに考えられているのかなということをお教えください。

・事務局

26年度はひと月だけ南町小学校71名という月が出ましたが、特に多くはあまり想定していなかったです。ただ、ニーズ調査の中では一定程度の数字は出ておりましたが、これまでも南町小学校はそれほど多くなかったのが、1つは新しく住宅があつた近辺は建っていることもありますし、障害のお子さんとは今回お2人入っていらっしゃいますが、心障学級ができた部分も若干は影響はあるのかなと思いますけども、近隣の住宅が建ってきておりますので、その辺で利用希望者が多くなったのかなという想像でございます。

・事務局

あと補足しますと、今、事務局のほうからも事業計画上のニーズ調査の動向のこともちょっと触れましたが、やはり東京都の児童推計、子どもの人口推計に基づいて、このニーズ調査でも今後5年間の推移ということでお示しをしているわけです。その中でもやはりこの地区のこの状況ということで、ここの南町地区、特に南町エリア、また第五小学校エリア、ここに関しては東京都の児童推計、これは前にこの子ども・子育て会議でも申し上げたように、いわゆる特徴的な要因、例えばひばりが丘団地の建替えなどに伴います人口増ということも若干見込みながらということで推計をしたところなんです。

・委員

同じところでの、参考資料の質問です、例えば金山とか小山も、南町もそうですが、定員と受入の人数で受入のほうが多いですね。事業計画だと、多分小山の定員は60で計算していたかなと思うのですが、その辺の数字の説明をお願いします。

・事務局

金山につきましては、60 に対して 65 というところにつきましては、一定程度の平米、1.65 の基準がございまして、その部分で所舎の中で対応ができるという形で、プラス 5 名で入所させております。小山につきましては、今後空き教室を活用していくという形がございまして、出席日数の関係も含めて、余裕教室の今後の活用、そして出席率、60 人で 9 割だったら  $6 \times 9$  で 54 名とか、そういう状況の中から、とりあえず今回は 1 年生待機がございましたので、64 名まで、若干増えますけれども入所させていただいて、その基準の中で対応していくということで、今回その部分については定員を超えて入所させていただいております。

・事務局

また補足させてください。要は、まずは保育スペースの面積があるわけですね。今、事務局が申したように基準は 1.65 平米ということがあります。ですから、その 1.65 平米で定員は定員として設定しておりますけれども、1 人当たりの平米数に換算したときに定員を超えて、保育で言えば弾力化ということのイメージですが、そういうところで定員を超えても、今、状況が状況ですので、できる範囲でお預かりができればということで、定員を超えて、いわゆる弾力化というような意味合いでプラスでお預かりをしているということが、この数値の示した内容です。

・委員

出席率ということは、小山を例にすると 64 人みんなが来るわけではないので、基準の 60 があるから大丈夫じゃないかという読みだということですか。

・事務局

今後、余裕教室の活用なども視野に、そういうものも今後検討していく必要があると思いますが、基本的には南町学童も同様に、弾力化という形で今回幾つかのところは定員を超えて入所決定をしているところでございます。

・事務局

すいません、ちょっと混乱するといけないので、もう一度確認の意味で申し上げます。今のこちらの話は、先ほど申し上げたように、現行の保育所のスペース、それからお預かりする人数との関係は 1.65 平米の基準の範囲でできる限りお預かりするよということ、定員を超えて預かっている。こういったところで理解をいただければよろしいかと思っております。

・委員

小山の場合、64 人でも 1.65 平米だということなのかな。きっと平米もきっちり作っているわけではないので。

・事務局

小山につきましては、基本的な 1.65 のところでは、やはり定員のところで非常に狭いスペースになって余裕は非常にないところでして、先ほど私のほうで出席率という形をとりましたので、その分として、これまでの統計の中でも出席率がありましたので、ここについては結果的に 1 年生が非常に待機の部分が厳しいという形がありましたので、その出席率も勘案しながら入所決定をさせていただいているところです。

・委員

60 人から 64 人になるということは、娘が小山学童なんですけども、「お母さん、10 班だったのが 11 班になったんだ」と言っていて、1 班がだいたい 6 人か 5 人でずっと組んでいて、ああ、そういうことだったんだと今、数字で思ったのですけども。保育の内容とか、今の話だと、ある学童はスペースがあったから入れられて、小山の場合は出席率も考えてということだったというふうに理解したのですけども。スペースの問題だとしても、金山も 60 人から 65 人になって金山の学童の運営がどういうことかはわからないのですけれども、小山が 60 から 64 になっただけで 1 班増えるとかいうことで、保育の内容は大丈夫なのかなということの心配と。

それと、待機を作らないことも大事ですけども、弾力的に入れることの内容の大変さとかは大丈夫なのか。娘は、3 年生になるのですけども、「今度は多くなるから、班長は大変なんだって」みたいなことを言っていたのですけども。多分保護者のアンケートを聞くと安心して預けられるかということが、いろいろな意味の安心で、保育時間もそうですけど保育の内容についても安心ということは本当にお母さんたちの一番の課題というか問題意識なので、その辺のことは大丈夫かなということと、そのことの説明もきちんと保護者にするということが必要かなと思います。こちらでは 60 だったのがということで、その辺のことが質問です。

・事務局

スペースがあるからだけで多くなる部分につきましては、やはり保育をする中で大人数は大変になってきますので、基本的には最高でも 1 割を超えないという部分で私どもとしては考えております。広いから何人入ってもいいだろうとなれば、やはり保育に支障をきたしていきますし、保育所もそうですし、入所されているお子さんたちも同じような状況になりますので、人員配置を守っていくことは当然ですが、多くなればそれだけ大変になりますので、定員の 1 割を超えないというところで内部的にはその範囲の中で対応している状況でございます。

保育についても、今回 4 年生以上ということも当然入所されてきましたので、1 月以降、4 年生以上、いわゆる高学年に対応する保育の研修とか障害のあるお子さんに対する支援の仕方とかいう形で、その辺も含めまして全職員が研修も行ってきた状況でございます。

・事務局

今日は、まず委員の方々にこの資料に基づいて説明をさせていただいております。

また、今は特に幾つかの資料に基づいてのご質問をいただいておりますけれども、今日は事務局のほうから全体の説明をしてもらっていますので、その全体の内容についてもいろいろご意見なりご質問等をいただきながら、この内容を今日決めるということではないので、そこはまずご理解をいただきたいと思います。今日はこういったところで、今、新しい制度の中で、この新制度の枠組みということで、冒頭ありましたように国の基本的な考え方にに基づき、現状の市の状況をそこに適用させてシミュレーションした結果として、1つの導き出した内容としてお示しをしているものですので、こういったところの考え方なり、あるいはその根拠、その数字の状況とか、そういうことも含めて何かまた疑問なりご意見、あるいは質問、そういったことがあれば、そういうことをちょうだいしたいということで、これからもお願いしたいと思います。

#### ・委員

その1割うんぬんというところが、確保の方策として、ここには学校施設を利用すると事業計画では載っていたのですけれども、定員に対して人数を1割プラスして入れるみたいなことは事業計画になかったもので、ああと思ったのは、その辺で。具体的に小山でいくと本当は60のところを4人待機で、誰が待機になるかはあれですけども、本来だったら、この事業計画だと学校施設利用うんぬんということだったのですが、それ以外に結局1割運用するという方法があったということですよ。どうということなのかなど。

#### ・事務局

まず事業計画の基本は基本としてございますが、そこで今も若干触れたように1.65平米、保育スペースと1人当たりの平米数との関係、そして私どもが設備運営基準ということで定めました内容を守りながらということで、その範囲の中でできる限りの対応ということを考えております。それから、今、委員からもお話がありましたように、やはり学校の余裕教室を活用した方策ということで事業計画上も示しております。今、その現状に触れますと、教育委員会と十分な協議をしながら、その調整の進捗としてはもうまもなくということまでは詰めております。できるだけ早く余裕教室の活用に結びつけていくように、私どもとしては今全力を向けているところです。27年4月からということにはなりませんけれども、今年度もこの協議の中でできるだけ早くということで今、努力をし続けているところです。その時期がある程度整ったら、またいろいろな方法で周知等をしながら、もちろん教室を活用するというに関しましては、指導員、現場の学校との関係も含めてよく整理をした上で、齟齬のないように保育を実施していけるようにということで今、調整をしておりますのでご理解をいただければと思います。

#### ・委員

ということは、空き教室利用ということは今調整中で、今年度中に早くということですね。

・事務局

スパンとしては、今年度というと来年3月までとなりますけども、やはり整えられればもっと早く、準備ができればいいということで今、教育委員会も含めて市としてそういうことを考えております。

・委員

具体的に小山が60で64人入っていて、保護者は空き教室を利用するときに誰がそちらに行くのかとか、うちの子が行くのかとか、2つに分かれて先生の目は行き届くのか、そのことについてものすごく心配があります。多分それでパブリックコメントのほうにもいろいろな意見があり、もしかしたらそこを受けて、もともとは空き教室ということだったけど、60を64という方法を取ったのかなと思っていたのですが。そうすると、今ここで既に金山は60を65だったり、南町は70が76人という、その1割のところを増やしたところで、どこか、待機している南町の11人ではなく、今既に入っているところで空き教室で二分化していくというふうにならざるを得ないというふうな状況になるというふうな状況で、具体的に言うと、小山は60人で64人という人数で定員から4人多い状態で、そこを解消するために空き教室を利用していくということなのか。60人だったら使わないということなのか。

・事務局

今、現場と担当課で十分にそういった協議をしております。委員がイメージとしておっしゃったように、必ずしも明確に二分化して分けてしまうとか、そういうことではなく、そこところは弾力的に、また流動的にといいますか、その都度状況に応じた保育をとということで現場としても今担当課といろいろ詰めているところがあります。特定をするということではありません。ABCとして分けてしまっただけで、それでAのグループが常に学校のほうを使うとか、そういうイメージではなくて、そこはいろいろなバリエーションといいますか、その状況に応じた保育をとということで今、現場のほうでもそれがどのようにできるかということは詰めているという状況です。

・委員

話題を変えてもよろしいでしょうか。この学童というのが新制度に入ることを見越して、練馬のほうとか民間の事業所がずいぶん参入し、それで当然6時までではなく非常に長時間、そして内容的にも委託を受けている市の学童とは違う流れ、詳しくはないのですが。そういうこととまた違って、幼稚園で学童を持つところも当然あったりする。以前ちょっとお伺いしたときに、東久留米には待機はないからというふうな形で終わったのですが、また違った形のニーズが掘り起こされるような形の学童であれば、東久留米市の場合もそういうものが参入するというを一応想定はされているのでしょうか。

・事務局

可能性ということでは全く否定もできないし、また、当然あるというふうには想定

はしております。東久留米の実情はご承知のように、現在、各学校でそれぞれ学童という形で実施をしておりますので、今のところ、本当に皆無なのですけどね、特に民間ということの動きは全くありません。26市の中では既に民間のほうが入っているということは当然あります。また、委員から区部のお話がありましたように、そのように既に実施をされているところももちろんあります。今後、この新制度、4月から始まりますけれども、その新制度が始まった後にいろいろなバリエーションと申しますか、変化と申しますか、やはり実際にお子さまたち、ここの事業で言えば放課後児童健全育成事業ということで放課後の子どもたちの健全育成のためのという趣旨でありますから、そこら辺のところについて今私どもも今後のいろいろな変化に対応するようなどいいますか、一方で言えば、特にまだ連動していくわけではありませんけれども、放課後子ども教室が26市の中で当市だけが未実施だったということもあって、2学期からということになりましたが、週2回3校でまずは試みから始めます。放課後子ども教室というの、そういう状況を見ながら、ゆくゆくは実施状況をさらに広げていくのではないかと考えております。東久留米の状況としては、そういうことの推移があり得る。おっしゃるように、近隣あるいは近傍の区部、そういったところでは確かに民間の動きなども既にある。そういう中で、これらはまた今後いろいろな状況を見ながら変化ということは起こり得ると考えております。

・会長

それでは、本題と申しましょうか、利用状況については新制度がスタートしまして、この4月からニーズ調査に基づいて動き出しまして、その中でもいろいろな意見や要望や矛盾が出てくると思いますが、それは今日の主要な議題ではございませんので、今日は利用者負担の適正なあり方、先ほど来説明されていますように、その利用料について国の考え方を東久留米市に適用した場合はこういう状況にあるということを経験した資料で説明されております。適正な利用者負担の議論として今日出された資料の中でどういう問題がある、どういう意見があるかということに少し集中して意見を出していただいたほうが本題のほうに入るかと思えます。その点はいかがですか。

・委員

説明を受けると、あくまでも今回新制度になるにあたって、こういう形の考え方になるから、その適正なあり方というお話ですけれども。先ほどほかの自治体の金額、資料108ですね、ほかの市などでも今回この制度が変わる中で見直しをやっているところが多いですか。

・事務局

今回は現時点、3月時点での数字を載せましたので、具体的にはいつどのような形であるかということは今回まだ確認をとっていません。東久留米は今5,000円であるということ、それから現状では他市がどうなのかという形をまとめさせていただいたので。

・委員

他市の動きは。

・事務局

他市の動きとしては、特に現時点ではいつからどうやるよというところはあまりない、特に主立ったところはなかったです。

・委員

何市あったのですか。

・事務局

一応検討していくというところでは、いつからというのはわからないのですが、一応考えているということで、いつからスタートではないけども、今後保育料について考えていきたいというところは、うちを含めて4市か5市ぐらいでした。

・委員

それはどこですか。

・事務局

何市ですねといったところで、何市と何市とは確認していないのですが、そういう状況でした。そのほかのところはまだ、しないではなく、決めてもないというところで、今後会議の中でいろいろ話し合っていくというようなことでありました。特に検討していきたいというところが4市か5市でした。

・委員

正直に言えば値上げを前提のお話になるわけですね、学童保育利用料の。それとも、それは例えば現行のまま5,000円でいてくださいということが可能なのか。今の資料の説明を見ますと、これだけ市がちゃんと全額分負担していただいている中で今成り立っているんだという部分はもちろんわかりますし、実際には本当は5,000円ではなくて5,500円になる予定だった時期があったわけじゃないですか、社会福祉審議会の話を経て。それが5,500円になっていたら、またここが違っていたのではなかったのかなという部分もあったりしますし。今日は決めるわけではなくて、これから論議していくのでしょうか、単純にこれを見ると7,326円の負担というか、学童保育利用料をやっついていかないと、ある意味本当に市の負担が、財政が厳しい中で市が負担をしてやっついていかなないんだということもわからなくはないのですが。例えば5,000円が、26市の平均のせめて6,000円に近づけましようとか、そういう部分も出るかもしれません。

ただ値上げとかをしていく一方で、前回配付されていますけども、25年度の社会福祉審議会の答申の中では学童保育利用料に関しては値上げもして行くのだけれども、第2子に関しては軽減していくとか、あるいは低所得者に関しては軽減する、応能負

担の考え方を採り入れることが答申に出ているわけじゃないですか。そういう考え方がそのまま今回も引き継がれていくのかどうか。まずそこを確認したいのですね。そこが全くなくて、ただ一人ひとりの値上げとかちょっと増えていくという形で考えていくのか。それとも、さっき言った答申案の内容をベースにした上で、この論議をしていくのか。この辺の確認をお願いしたいのですけども。

・事務局

まず前段の部分に触れさせていただきますと、まず今回お示しした資料、こちらにつきましては前回の会議、2月26日に市長から諮問させていただきまして、その裏面にあるのですけれども、「学童保育所の利用に係る利用者負担の適正なあり方」に関して次の項目ごとに掲げる視点等を斟酌して検討をいただくというような諮問をさせていただいている中で、学童保育所の視点としましては、「市が定める利用者負担額と国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方との関係」、それから2点目としましては「学童保育所の提供体制の確保に伴い、市が支出する一時的な設備費補助及び経常的な運営費負担金」、このような2つの視点を掲げさせていただきながら、特に資料106については、この視点を踏まえた作りとなっております。内容としましては、国庫補助に関わる運営費、国の考え方、こちらに東久留米の新制度における予算を当てはめた資料となっております。結果としてそこから導き出されるのが、先ほど事務局からご説明させていただいた1人当たり月額7,326円というのが1つ示される金額であるということがございます。

また、もう1つ、先ほど〇〇委員が触れられました資料108の26市の平均、こちらについても資料として添えさせていただきながら、こちらの資料としましては、両方とも現行の5,000円を踏まえると傾向としては引き上げの傾向にあるのかなというところが見てとれるところではあるということが1点ございます。多子軽減ですか、応能負担ですか。

・事務局

今、事務局から説明させていただいたとおり、今回学童の利用料をご検討いただくにあたりましては、まず私どもとしてはこのような資料をまとめさせていただいて、資料106と99を見ていただくとわかるとおり、資料99には国のほうが学童保育所の運営費の負担の考え方ということで、保護者2分の1、国6分の1、都道府県6分の1、市町村6分の1ということを考えて打ち出している。そういう中、本市の27年度予算におけます学童保育所に関わる経費を全部足したものを、そういう考え方の中で整理すると、国のほうで考えている利用者の方に負担していただく額というのは91,424千円。ただし、今回につきましてはそれを単純に人数で割り返したので、1人当たり7,326円というのが国のほうで考えている利用者負担額になりますということをお示しさせていただいたとおりです。ここにつきましては、この91,424千円という国が考えている利用者負担額、これをどう負担していただくのか。先ほど〇〇委員が言われたとおり、応能という考え方を少し採り入れれば1人当たりの額というのは平均ではこれになると思うのですけど、所得の低い人であれば例えば5,000円のまま、

所得の高い人にはもうちょっと高い金額、7,300円より高い金額、全体で1人当たり7,326円ご負担いただくということの考え方もできないこともないでしょうし、その辺はいろいろとご意見をちょうだいできればなと思うところはあります。

・事務局

今、事務局が説明したとおりなのですが、やはり委員からもお話がありましたように多子軽減の部分であるとか、それから応能の部分であるとか、市としてもそういった考え方がありますがけれども、ただ皆さんの意見もお聞きをしながらどのように整理をしていこうか。いずれにしても基本的な部分として、この今導き出した7,326円というのが、また一方で資料108のほうのこの数字は新制度以前の数字と言っていいかと思えます、この保育料の関係でございますけれども。私どもはこの国の考え方に基づいて、その国の考え方に適用させるように整理をして、こういった資料106ということに反映させたわけです。これは新制度における枠組みの中の考え方の筋道ということになります。

・委員

つまりこの7,326円というのが公定価格という、幼稚園や保育所はそれぞれ公定価格というのを国が提示したのですが、学童に関してはこういう計算をそれぞれがしてみても、とりあえず7,326円というのが公定価格というふうに理解してよろしいのでしょうか。

・事務局

用語として学童の場合には、放課後児童健全育成事業の場合には、公定価格という示し方はなかったのですね、国としては。ただ、この資料99にありますように、この考え方として示してきたということがあります。ただ、ニュアンスとしてといいますか、これは必ずしもぴったりと一致するというものではありませんけれども、もの考え方としては、今〇〇委員がおっしゃるように、公定価格とはどんぴしゃりとは言いませんけれども考え方の筋道としてはそれに近いようなところはあるかなとは思っています。

・事務局

〇〇委員がおっしゃった公定価格というのは、保育料であれば公定価格におきましては国基準保育料が示されていますので、今回私どもが示している国庫補助における運営費負担の考え方から算出する利用者負担額は、いわゆる国基準保育料なのかというご質問だと思います。そこについては、先ほど事務局から説明させていただいたとおり、学童保育所に関しては運営費という形で公定価格みたいな形で単価が決まり、また国基準保育料が決まり、そういう中での算出ではないのですが、それになるべく合うような形で私どもが今回、国基準保育料がこれですよということをお示しさせていただいているので、考え方はニアイコールであるのご理解いただければいいのかなと思うところです。

・会長

私が質問するのはちょっとですけども、私もそのことを聞こうと思っていたのです。国が決めたこの学童保育にかかる費用は、ある程度根拠計算というのがあるのではないかと。考え方の中でどうしてこれが出てくるのか。そのあたりのところの説明は、何がどうなっているかを聞きたかったのです。

・事務局

今のところで資料 107 が、今の会長からのご質問の、ある意味その部分の内容になるのですね。ここに示させていただいたように、国の考え方というのは定員ということに対して、一定の定員に対してどのぐらいの経費がかかるかというところで、子ども・子育て支援交付金が放課後児童健全育成事業について創設をされております。今日はまだ皆さんのほうに、これは内閣府のホームページには掲載されているものですが、基本のところとしてはこの考え方に基づく内容になります。ここに書かれているいろいろな数値などを今回この資料 107 のほうに代入して、それで求めた内容になります。これが総体の 91,424 千円というものが資料 106 のところに、中段の矢印ですね、国庫補助基準の公費負担というところに転載されているという内容になっております。

・委員

先ほど会長がおっしゃったとおり、幼稚園単価は島根県あたりがちょうど真ん中ということで、全国のいろいろな保育料の平均値から公定価格が出てきたということなのですが、学童の場合も同じように全国のいろいろな数値を理論値という形で出してきて、それをこういう計算書きをすると 7,326 円が出てくると理解すればよろしいですか。

・事務局

おっしゃる意味は各都道府県の傘下にある市町村のそれぞれの、この資料 107 で申せば、この定員に呼応する健全育成事業費という欄、ここが国が示してきた、簡単に言うと単価なんですね。これが全国共通の単価ということになりますので、全てがそこで代入をしていくという形になります。

・委員

それというのは、東久留米が 1. 幾つかという、例のあれも関係あるのですか。

・事務局

級地区分のことかなと思うのですが、それとは直接の関連性はございません。

・委員

毎年、学童の連合会では保護者に毎年同じアンケートを採って保護者のニーズを確認しているのですけれども、昨年から今年にかけてとても数字の変動がありまして、

今まで「5,000円の保育料が安い」と思っていた人が13.2%いたのですが、今年度は突然6%に下がったのです。併せて、「ちょうどいい」と思っている人も79%だったのが86%に上がっているという、数字が激変しました。最も大きいのが「18時以降、夕方の6時以降、保育をしてほしい」という人が過半数を超えました。54.9%です。昨年度までは36.2%なんです。

毎年やっているアンケート、いつもは秋ぐらいにやっているのですが、今年度、子ども・子育て会議でこの前諮問を受けたということで緊急に保護者に保育料についてのみのアンケートを採りました。今までは現行どおりという発言が多かったのですが、今回、サービス内容が向上するのであれば値上げもということで、サービス内容に不満な人が過半数いるのです。それが保育時間のことです。保育時間というのは、本当に安心のためのものであり、安心を買うためには6時以降預かっていたかかないと心配だ。都心で働いてフルタイムの人は6時なんて考えられない時間であるし、特に土曜日にも4時15分までというのは、何で土曜日が4時15分までなのかということについてのすごく不満が大きい状況です。

先ほどお伺いしたら、6時以降は延長で別だということだったので、保護者の認識としては、延長どうのこうのとかいうよりも、過半数の人が6時まででは不満というニーズに合っていない。そことの連動で、延長するのであれば、そこにニーズに見合ったお金を払うことは納得できる。反対に、値上げするのであればサービスのどこが変わったのかというのが明確でないと納得がいかない。裏を返せば、このサービスが変わったということがはっきり出れば、保護者は子どものための安心を買うので納得することもあるというふうに意見をもらっています。

ですので、私はここの論議にどう入ろうかと思ったのですが、サービス内容との兼ね合いはすごく大きいのが実際です。具体的には延長、土曜日、それから今年度とても多かったのが他市にあるように長期夏休みだけ預かるという方法はないのか。6年生まで拡大するのではなく、そちらのほうがニーズに合っているということがあったのですが、その辺とサービス内容との兼ね合いはどういうふうに考えているか教えてください。

#### ・事務局

私ども行政という立場で申せば、当然現状のサービスを維持あるいはできれば拡充していくという基本の考え方があります。保護者の方々のご意見はご意見として今お聞きしましたが、やはり私どもが行政としてのサービスの意味合いということになりますと、例えばいろいろな考え方があると思うのですが、受けるべきサービスの内容というのは個々まちまちにイメージがおありだろうと思いますけれども、私どもから申すことができる内容とすれば現状のサービスの維持、できれば維持しながら拡充をとということが基本になります。

そして、冒頭に保育時間といいますか、対象時間の考え方としては6時ということをお示ししたわけですね。そして、その後の、今委員からもありましたように、実際にもう少し時間を延長してほしい、これはかねてからも申しているように、これは全ての方が利用されるかどうかというのはちょっと別個の問題があるので、やはりご

希望される方との協議を私どもとしてもさせてもらわなければいけないと思っ  
ているところがあります。

そういうところを踏まえますと、まず私どもはこの金額といたしますか、この導き出した内容、繰り返しになりますけれども、これは新たな新制度の中における国が考えているといたしますか、示してきた内容を東久留米の現状に当てはめて導き出したものであります。これを基本に今後、前回スケジュールをお示したようにこの保育料も含めて皆さんにご議論いただきながら、適正な負担ということをある程度ご意見をいただきながら決めていきたいと思っております。

そういうことの中で、今、6時以降の例えば延長の部分であるとか、これはサービスという言葉に換えますけど、そういうところを行政としてサービスとして展開する場合に、利用料が、それはまた別個に適切なのかということを考えなければいけないと思っております。1つの例として、今現在、例えば就学前のお子さんたちの延長保育とかそういうことも実施しているところもあります。そういうものの考え方なども一つの参考にしながら、どのように決めていくかということが、これは改めてまた私どもとしても課題といたしますか、そういう考え方は持っているところです。

#### ・委員

現状維持か、維持する中で拡充というお話がありましたが、市民のニーズが変われば数字上現状維持をしたとしても、支援の度合いは下がるのかなと思っております。今までは、さっきの例えを例に挙げると、6時までで、6時以降やってほしいなど思っていた人は36%だったのに、たった1年で54%に上がるというのは市民の実態が変わってきているということなので、やっていた数字上の維持をしたとしても、現状サービスが低下するということになるのかなと思いました。

もう1点です。今保護者がすごく不安と不満と、そこにお金との兼ね合いなのが、学童の保護者と先生との共催行事が3つだったの2つに減った。行事というのはすごく子どもが育つためにとっても必要なことであり、先生方もそこを可能な時間を割きながら育成の充実のために生かしてきたのだと思うのですが、それが保護者からすれば減ったのに、保育内容が低下したのに、お金を上げるなんていうことは到底考えられないという意見がととてもまた多かったです。そこはやはり説明が、なぜ共催行事が3個から2個に減ったのかという説明が、そこも先ほどお話ししたように保護者が納得するのであれば、そういう声も挙がってこないのですが、説明になかなか納得できなくて、育成内容っていろいろなことがあるので、いろいろ緩急しながらなので、その分こういうところが充実するみたいな話があるわけではなく納得できないので、そういう声もとても多くありました。

もう1点ですが、東久留米は子育て支援を充実する。具体的には保育園の待機児をなくしたり、学童の待機のことも考えているというふうに言っていたのですが、ある何人かの保護者の意見で、本当に条件が悪くて、それこそもう保育園に入れるのをやめようとか、学童に入れるのをやめようとか、仕事をして自分の生活を維持することではなく、もう仕事をするのを諦めろと言われてるようにしか思えない。仕事をするのを諦めれば学童の待機や保育園の待機の人數から減る。そうやって待機児

を減らしているとしか思えないというぐらい、保護者としては緊迫している保護者がいるのです。

私はこの会議が始まったときに、いろいろな市民のニーズがあるので、本当にいろいろな人に多様なところで少数のことも大事にしたいし、それこそ経済的な大変な方には必要なサービスをとったのですけれども、やはりそういうふうを感じざるを得ない状況で、私は「いや、違うよ」と思ったのだけれども、やはりそういうふう結局自分の人生を諦めることで、そうすれば待機児が減るもんねというふうに言っていたのは、やはり私はここの会議のメンバーとしてそうではないような事業計画と実施をしていきたいなと思っていたので、市民の声というのはとても大事だし、説明して納得すれば、そこに「うちの市の学童の状況はいいんだよ」というふうに声も挙げることもできるだけ保護者はあるので、そこはやはり丁寧に聞き取りながら具体的な数字を決めていくということは、いろいろなことを加味しながら決めていくべきではないかなと思います。

#### ・会長

もう1つよろしいですか。先ほど国・都道府県・市町村・保護者、その負担割合が3分の1とかいろいろ出ていますね。国の政策は、今回学童についても一定の予算がある意味では増やす。増やすのは割り返すと東久留米については7,326円という金額になる。国のほうは例えば量的負担と質の改善と、それから施設の改修・改善ですか、そのこのところを加味した形で、今回の学童保育所に関する国の予算というのは決めているという資料が、この資料99を読むと出ているわけですよ。ですから、利用者きちんと理解していただく上で、この辺のところを例えば東久留米市としてどういうふうに見えるような形で示していくかどうか。それによって、一定の利用料の引き上げがある程度理解されながら、その方向で進められる。そのあたりを少し、次回でもいいですから工夫することがあるのかなと、資料を読んでいて。その方法として例えば多子軽減とか応能負担とか、支払い方の方法とか、負担の方法とか、そういう議論を少し。これはあとで出てくる、市長から諮問された保育料の考え方のほうに影響してくるような気がします。その辺はかなり丁寧に示していくことが必要かなと、資料を見ていて。司会でありながら余計なことを言っている感じがしますがけれども、その辺のところが出てくるような感じ、今日の資料を見る限りでは。

#### ・事務局

会長のお話と、私のお答えがマッチしているかどうかということはありませんけれども、私どもがこの会議の経過の中で、9月には設備運営に関する基準とか、そういうことを一定の物事の決めごとを皆さんと共にしてきた経過があります。そういう中で、まずは現行、東久留米のルール、そういったものを示しながら進めているところがあります。事業計画も皆さんと一緒に策定をさせていただき、この学童保育所に関しては学校の余裕教室を活用した方策ということも示しながら、この5年間の中で需要を満たすんだということを示したわけです。

一方、今、会長からお話があった、この国の27年度の予算案の中身ということとは、

先ほど来説明したように一定の国基準の考え方ということで、ここに数値も含めて示した内容があります。私どもとしては、今日の資料の中でこのところの資料 99 の内容も含めて、これらを、私どもとしてはできる限りという気持ちがあったのですが、そのできる限りわかりやすく皆さんのほうに説明をしたいということで、今日の資料に基づき一定の説明をさせていただいたわけです。

国が取った予算というのは、今言ったように都道府県を含めて全国的に、資料 99 の右側の考え方に基づいて、これらは一定の国基準の考え方、いわゆる定員の規模等に基づいた単価が決められておりましたので、それらが一律に代入された結果ということになります。そういった点では、これ以上の説明というのはなかなか、つまり客観的に言ってもこれ以上の説明というのではないわけなのですね。つまり、それが今、私が申し上げた内容としては、国が示した基準の考え方に基づく数値の結果を今日説明をさせていただきました。

そして、あとは、会長がおっしゃっている内容が、国の予算ということで、今回、国のほうでここで示した内容というのは、この時点で言えば全国の区市町村単位でこの事業計画に基づいた数値を国が都道府県を通じて把握した内容として、最終的には国としてどの程度の予算を確保すればいいかという、そういう国の中の予算編成の中で一定の考え方に基づいて、ここで言うと 575 億円ですか、こういう数字が示されてきたというふうに理解をしているところであります。説明になっているかどうかわかりませんが。

#### ・会長

ほかにいかがですか。今回は意見があまり出てこないようですので、次回もまたこの議論、その辺の説明をしてください。

#### ・事務局

本日は、前回の会議でお示しをさせていただきました今後のスケジュールに沿って、まず「学童保育所に係る利用者負担の適正なあり方について」ということで、諮問させていただきました観点、そちらに対応する資料を基に皆さんにご審議いただいたところです。次回につきましては、やはりこのスケジュール案に沿って、本日の「学童保育所に係る利用者負担」に加え、今度は「特定教育・保育施設に係る利用者負担の適正なあり方」ということで、また必要な資料についてこちらで作成いたしまして、そちらについてもご審議、ご議論いただきたいと考えております。

本日は、前回の会議でもお話しさせていただいた部分でございますが、ご審議いただく際にこういった資料があるといいなという委員の方のご意見など、例えば前回の会議で委員から認可外保育施設の利用に関わる 26 市の状況などというご意見もございましたので、そちらも併せて 4 月の会議でお示しさせていただく共に…

…。

本日ご審議いただく中でご意見をいただきました学童保育所の 26 市の例えば職員の、正規職員とか、そういう形の資料につきましては可能な範囲ということはあると思いますけれども、そちらについて調べて 4 月の会議にてお示しできればと考えてお

るところでございます。

・委員

どういうふうに検討を、何を基準に考えればいいのかちょっとよくわからないのですが。106の資料で、国で考えているのは東久留米なら1,040人いた場合に月7,326円という数字が出ていて、この数字をじゃあいくらにするかというふうを考えて、これで見るとあれですね、⑤の利用者負担減額分が結局いくらになるかということなのですかね。どうやっていくらというのを決めていいのか、宿題として考えてきたほうがいいのか。私は学童連合会の代表だから、保護者の意見が1つの考える材料なのですが、それ以外に何が材料でどう考えればいいのか見えにくいのですけれども。

・事務局

まずは本日資料としてお示しさせていただいたものにつきましては、ちょっと繰り返しになってしまう部分もありますけれども、市長の諮問事項の中の斟酌する視点に基づいた資料をまず踏まえて、この国の国庫補助における運営費の考え方と金額をまずお示しする。そしてまた26市の平均、こちらもお示しする中でいただいたご意見を踏まえ、また事務局のほうで次回の審議等も踏まえながら、こちらのほうの案を例えばお示しするとか、そういう形で進めていければと考えているところでございます。

・会長

それでよろしいですか。

・委員

前回スケジュールをいただいて、今後話し合いをしていって、7月中旬には答申の取りまとめをして出す方向なわけですよ。このあといろいろ話し合っただけですけども、それでまとまりました、これから話し合いをするのでしょうか、それが決まった、例えばですよ、7,000円になりました。それはいつから施行する予定で、来年の4月からの予定でいるのですか。

・事務局

学童に関してということよろしいですね。

・委員

まずは学童ですね。

・事務局

学童につきましては……。

・事務局

保育園などと一緒ですけども、とりあえず、今回いろいろ検討していただいて、目指すところでは28年4月を1つの基準として考えています。

・委員

とにかく話し合いの内容は、この学童保育利用料であり、例えば無認可保育施設の助成金のお金、いわゆる利用料のお話を中心だということは十分承知の上なのですが、先ほどからも〇〇委員からも話があったように、本当に学童の延長保育、それがどうなるのか。実際やはり社会福祉審議会の前の答申のときにも、延長保育に関しては協議を進めていくということというふうにとまっています、それはその後のやり取りでも、事務局とも話をしていた中では新システムになったときに、それを考えていくこと。でも、実際に4月から新制度になりますけども、学童の延長保育は実施されないわけじゃないですか。だから、こことは別かもしれませんが、パブリックコメントにも保護者の方々と協議をして進めていくと書いてあるけども、その協議がどういうふうに進んでいくのか。これと別なのであれば、ちゃんとそこの来年の4月からやる方向で例えば協議を進めていますと、そういうことがあるのならわかるのですけども、それもなくてこの論議だけをしているというのはちょっと、さっき〇〇委員が言ったみたいなデータの結果に出てくるのではないかなと思うのですよ。実際に保育園で延長保育をやっているところが、何で学童がやっていないんだ。最初学童に入っていましたけども、やはり特に冬の間6時に帰らせるなんて本当にできませんよ。それで怖いから例えば4時帰りとか5時帰りの子が出てくる。でも、今度は1人で7時過ぎまで留守番をしなければならないのです。でも、学童に行きたくないやめる子も多いわけですよ。中には学童に行くよりは自分で遊びに行くほうが良いからと、それでやめる子もいますよ。でも、そういった部分で保育園と学童保育がつながっているのかと考えたときに、利用料のこの話だけではなくて、そういう部分も別でちゃんと進めていただきたいな。協議します、協議しますという形だけではなくて、そこはやはり具体的に、できれば今回の話し合いの中で、少なくとも7月のときにはこういう見通しになりましたみたいなことをできるように事務局というか市としてやっていただきたいというのがまず1つです。

あと1つは、先ほど「特定教育・保育施設等に係る利用者負担の適正なあり方」も議題に入ってくると言っていましたが、ちょっと腑に落ちないのが、このあいだ皆さんで話し合いをして公定価格になる保育料を決めたわけですよ。決まりましたよね。答申として出ましたよね。ちょっとお伺いしたいのは、議事録にも出てはいますが、本来は9月からやる予定だったわけじゃないですか。住民税のいろいろなそれがわかるのは6月ぐらいだから、それに合わせると8月ぐらいまでが現行の保育料になってと言っていたのが、今回、どうも議会のほうでは4月から住民税ベースでスタートするということが決まったみたいなのですけども、その辺が何でそういうふうになったのかな。僕らもその説明を聞いていませんから。

・事務局

今回のというか、これまでご検討をいただきました保育料の部分についてはあくまでも制度に合わせるために行なった改正なのですね。それに関して住民税を今度は所得階層を判定するベースとするという形で、9月というお話が出ているのですが、9月というのはあくまでも年次切り替えです。毎年9月に住民税を参照する年度が替わるというだけなので、あくまでも年次切り替えは毎年9月にあります。ただし、国の公定価格もそうですし、私どももそうですけど、住民税を使って所得を判定するのはあくまでも4月から。住民税を参照するにあたって、住民税も年次切り替えがありますから、これが確定するのが6月の半ばなんですね。ですので、保育の中の世界では8月までは前年の住民税を見、9月以降は当該年度の住民税を参照するという形の仕組みで国のほうは整理していたのですね。ですので、今回の条例の反映はあくまでも4月から。ただし、住民税を見る年度は、8月までは昨年度の住民税を参照し、9月以降は今年度の、これから決まっていく住民税を参照するという形の仕組みになります。

・委員

そこはわかりました。それで、とにかく、このあいだ制度が変わるにあたって見直してやった新しい保育料、公定価格、それがまだスタートしていないわけじゃないですか。そのスタートしてまもないのに、何でも見直しをするのかな。最低限半年か1年ぐらいは新しい保育料になっての結果とか、保育利用料がどのぐらい入るのかという部分もありますし、あと市のほうとしても国とか都の補助金とかいろいろ仕組みが変わってきますから、それによる変わる部分もあるのでしょうか。それがまだ全然わからない状態で、なぜ今ここで見直しをしなければいけないのかな。そういう部分で、なぜ今回保育料の見直しが入るのが僕にはわからないのですけども。

・事務局

私どもとしては、本来であるならば、子ども・子育て支援の新制度のスタートと同時にやはり適正な負担のあり方も行ないたかったという考えは当初はありました。ただ、国のほうが公定価格を示してくるのが非常に遅くなっている中、やはり適正な負担のあり方がどういう結果になるかわかりませんが、前回の社会福祉審議会でご検討いただき答申としていただいている、高所得階層の応能負担の割合を変えていくとか、そういう形でやった結果としては値上げだったので、仮に値上げ、適正な負担のあり方が保育料の値上げという形になるのであれば、やはり一定期間の周知期間も必要だろうと考えておまして、したがって、今回私どもとしてはまずは子ども・子育て支援の新制度に合わせて、所得税をベースとして階層を判定していたものから住民税をベースとして階層を判定するといった仕組みに変える改正を行なったところでありまして、したがって、今回に関しましては、各階層の見る税が変わったので、その幅は変わっていますが、保育料自体の金額、例えばD1階層がいくら、D2階層がいくらという金額自体は一切手をつけなかったという経緯がございます。

子ども・子育て支援新制度におきましては、1号であります3歳以上で制度に乗っ

た幼稚園とか認定こども園を使う子どもたちの保育料についても、今度からは区市町村が設定していくという考え方になった中、今回、1号については国基準と同額、2号・3号についてはなるべく差異が出ないようにといった形の中で条例案を出させていただきましたが、そういう中でもやはり整合性が少し取れないことが出てきているのも事実あります。あとは、やはり待機児童解消策を進めていくにあたりましては、やはり行政側としては一定の負担が生じている事実もありますので、そういうことも踏まえながら、やはり私どもとしては適正な負担のあり方というものと考えていきたいと思っていますので、今回子ども・子育て会議に諮問をさせていただいたといった経過でございます。

・委員

さっきの質問の続きです。何をどうやって考えて、その具体的な数字を考えればいいのか、この表、さっきだと他市の状況を見て、ただ数字からではこの八王子の7,000円の中身がどういうふうになっているのか、いろいろな製作をいっぱいやっているのかもしれないし、今回製作物も減らしますという話があったので、お金だけではちょっとわからないところもあるのだけでも。そうすると、お金だけだったらどのぐらいまで払えるかという、利用者側の金銭感覚だったのが、それがアンケートなのだけでも、どうやって考えていけばいいのかちょっとわからないのですけども。

・事務局

学童というより保育も含めてですけど、やはり私どもが保育料なり学童保育料なりを考えていくにあたっては、やはり拠り所になるところが何かないと、という話なんです。その中の一つとして今回資料106というものを示させていただきました。国のほうで学童保育所の運営というのはこうやっていく、利用者負担というのは2分の1を想定しているといったものに合せて、私どもの学童保育に関わる27年度当初予算を当てはめればこういう整理になったわけですね。5,000円が高いか安いかというと、それはそれぞれいろいろな感覚をお持ちなのでなかなか難しいところがあるので、そういうことよりも私どもとしては国が示している考え方、また26市の状況などを踏まえつつ、どういう形の保育料の設定がいいのかをご検討いただきたいという形で今回資料は示させていただきましたところなんです。

・委員

子育て支援を一生懸命という市長さんでいらっしゃるのですが、それでもやはり働かない3歳から5歳の幼稚園を利用する保護者も市民であり、保育園を利用する保護者も市民であり、それから学童を利用する保護者も市民であり、なおかつ違う年代層の方々もいろいろな形で市民税等々で子育て支援をしているということを考える中、やはり今回は、今までは幼稚園と保育所というのはまるで別の世界に生きてきたものを国が1つにするという、学童についても国が責任を持つという形で示された新制度で、結局は平準化、利用料については、もちろん今までを急に変更するということはできないのは重々わかっていると思いますが、さっきのお話ではないですけど、5,000円が

高い、安いという、そういう問題ではなく、そこまでも含んだ大きな制度変更だということ、やはり見直しはやむを得ないと私は思います。

実際2号認定児については、国が出している基準額とは非常に違う金額が保育料設定されていて、今後やはりみんな子育てをしている世代ということになれば応能負担もしっかり入れ、多子加算もし、そして、みんなが不平等感を持たないような利用料をまじめに考えていかなければならない、そういうベースができたのではないかなと思っていますので、本当に2年後、3年後になるかもしれませんが、確かにこのあいだ、1月、2月に決まったばかりなのに、また1年も経たずにそれを見直すのかということをおっしゃる気持ちはわかりますけれども、平成19年からたしか2号認定児の保育料についてはそのまま据え置きになっているはず。ということを見ると、今は平成27年ですから、8年の間利用料が据え置きという形になっていることを考えますと、そろそろそういう考えを、ゆっくりでもいいので、していかないといけないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・事務局

今、〇〇委員からの意見としてといたしますか、お考えは拝聴いたしました。その中で1つ、今日、私どもがお示しをした資料の関係と一致するご発言があったと思いますが、やはり国のものの考え方として、それからまたもう1点はやはり新制度ということで国の考え方として、平準化という言葉が先ほどありましたけれども、同じ年齢層の子どもたちの公平性というか、いろいろなことの視点の中でなるべく平準化を図るという必要もあった。そういう物事の中でやはり拠り所という言葉は私ども使いましたけれども、これから就学前のお子さんの審議もまたお願いするわけですが、そういう中で、私ども極力そういう公平性の視点であるとか、あるいは平準化の考えであるとか、そういうことを含めながら、皆さんにはまた資料のほうを提供していきたいというふうに考えております。今のところはそういう考え方でご理解をいただければと思います。

・会長

それでは、次回もまた新しい資料が事務方から出されると思いますが、それを含めて、スケジュール的には、最終的には7月に放課後児童健全育成事業以外の保育関係もまとめるわけですね。あと3回でまとめていくのですね。実際は3ヶ月ぐらいでまとめないと、最後はどういうふうにするかという。そういうスケジュールも含めて事務方のほうでどういう結論を出すかということの資料をぜひ、次回も検討できるようにお願いしたいということで、次第3のほうに入ってください。

3. その他

・事務局

それでは、次に次第3「その他」についてでございます。1点、前回の会議におきまして市民の方から各委員宛にご要望があった件につきまして、事務局のほうで持ち

帰り検討させていただくとさせていただいた内容についてでございます。事務局としましては、皆さんご承知のとおり、子ども・子育て会議、この会議につきましては子ども・子育て支援法の第77条第1項、こちらの規定のもとに当市の条例で設置された機関でございます。この条例の規定でございます事項につきまして、市が必要に応じご意見を伺うため、ご審議ご議論いただく会議であるという基本がございます。このことから、市民等からいただきました会議もしくは委員宛の要望書等について、会議として回答していく、または取りまとめをしていく機関ではないということが基本でございます。

このことから、前回の会議でいただきました要望書につきまして委員の方に配付をさせていただき、今後のご審議、これからのご審議もございまして、例年、事業計画につきましては進捗状況などの管理もこの会議でしていくことになっております。これらの今後のご審議の際に委員の方にご承知おいていただき、参考資料として配付する。このような取り扱いとして整理させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

・会長

それでは、もう1つありますね。

・事務局

引き続きまして、本日は委員の皆さまから闊達なご意見をいただきましてありがとうございます。ここで時期が3月ということで、現在の予定でございますと、〇〇委員におかれましては本会議が最終日の予定となっております。人事異動の関係ですね。本日が最後の会議となる予定でございますので、一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。

・〇〇委員

3月末日をもちまして異動の内示がありましたので、今回が最後となります。私は義務教育の指導内容を管轄する課でございます。本市の子どもたち、義務教育というスパンで言いますと、学力調査等で見ますと中学生で非常によく伸びているという傾向があります。引き続き、本市の子どもたちが健やかに成長すること、それを願っているところでございます。1年間という短い期間でございましたけども、なかなか出席がかなわず、事務局の方々には多大な事務量を増やしてしましまして、ご迷惑をお掛けしました。また、委員の皆さん方にはなかなか議論に加わることができずに申し訳なく思っておりますが、本当に皆さま、ありがとうございました。

・事務局

ありがとうございます。それでは、最後に次回の日程、こちらについてお話をさせていただきたいと思っております。次回の会議ですが、会長のご都合と庁舎の会場の予定から4月27日の月曜日または4月30日の木曜日、このいずれかということですが、実はこの701会議室でできるとすると4月27日ということになりますので、ぜひそちら

のほうでお願いをしたいと考えているところでございます。27日か30日ですが、27日でないと、この会場が取れないので、30日ですと狭い部屋になってしまうことがありますので、予定としましてできれば4月27日の月曜日、こちらのほうにさせていただきたいと考えているところでございます。

・会長

それでは、次回の会議について、これは会場の関係で27日ということですね。よろしいでしょうか。はい、それでご協力願いたいと思います。よろしいですね。

4. 閉会

・会長

本日は長時間にわたり真剣な議論をいただきまして誠にありがとうございました。次回の日程も決まりましたので、また次回も活発に意見をいただきたいと思います。徐々にまとめながら議論ができていけばよろしいかと思います。どうも今日はありがとうございました。

以 上